

証券コード 7690
2026年1月9日
(電子提供措置の開始日) 2025年12月26日

株主各位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
カレント自動車株式会社
代表取締役社長 江頭 大介

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.currentmotor.co.jp/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申しあげます。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第25回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2026年1月27日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- 日 時 2026年1月28日（水曜日）午前10時00分
- 場 所 カレント自動車株式会社 本社会議室
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
金子第一ビル2階

3. 目的事項

報告事項

第25期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）の事業報告の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第25期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）の計算書類承認の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 定款一部変更の件
第5号議案 会計監査人選任の件

以上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.currentmotor.co.jp/>) 及び東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2024 年 11 月 1 日から 2025 年 10 月 31 日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における国内中古車登録台数は3,649,029台となり、前期比で99.6%の結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

このような事業環境のもと、自動車再生メーカーとして取扱いの難しい車に特化した事業に注力するとともに、IT力を活かした各種取り組みを推進してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は10,120,947千円（前事業年度比16.9%減）となり、営業利益は339,237千円（同76.6%増）、経常利益は342,674千円（同89.4%増）、当期純利益は218,749千円（同105.1%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度中においては、運転資金を目的として短期借入金1,580,000千円を調達いたしました。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資総額は14,572千円で、その主なものは車輌再生工場の機械及び装置の取得によるものです。

(4) 対処すべき課題

ユーザーに高品質な商品を提供し、継続的な成長と安定した収益を確保するために、当社は次の課題に取り組んでおります。

①認知度の向上及び企業ブランドの確立

市場における存在感に比して、競合他社よりも認知度が低いことが課題となっております。今後も高付加価値の商品供給や他の追従を許さないサービスにより企業としての信頼をユーザーから得ていくと同時に、ITを活用した適切な広告展開等の強化により、認知度の向上及び企業ブランドの確立に努めてまいります。

②相場の変動

中古自動車相場全般の相場変動に対しては、主な販路をオートオークションでの卸売とすることにより在庫回転日数を早めることでリスクの低減をしております。また、取扱いの難しい車特有の相場変動に対しては、自動車販売事業でのユーザー動向を踏まえた需給の見極めや、修理修復による車輌の価値向上を考慮した適切な買取価格の調整により、リスクを低減しております。

③優秀な人財の確保

提供しているサービスの継続的な改善や新規のニーズに対応していくため、営業職や整備士、IT人財などの優秀な人財の確保が不可欠となります。今後も安定的に事業を拡大していくため、引き続き、積極的に採用を進めてまいります。

④経営基盤の強化

経営基盤の安定と発展のため、持続可能な販売網の拡大、及び、買取による仕入体制の強化を模索してまいります。また、資金調達手段の多様化を実現し、当社の資本増強をおこない、経営基盤の強化をはかつてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第22期 2022年 10月期	第23期 2023年 10月期	第24期 2024年 10月期	第25期 2025年 10月期
売上高（千円）	6,544,269	10,297,288	12,186,198	10,120,947
経常利益（千円）	117,326	189,363	180,948	342,674
当期純利益（千円）	75,702	107,010	106,664	218,749
1株当たり当期純利益（円）	128.03	181.99	180.82	371.66
総資産（千円）	2,001,868	2,271,288	2,615,389	2,379,325
純資産（千円）	571,530	678,621	794,252	1,002,282
1株当たり純資産（円）	969.43	1,151.42	1,346.28	1,704.43

(6) 重要な子会社の状況

該当するものはございません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社（カレント自動車株式会社）及び持分法非適用関連会社1社で構成されており、自動車のアフターマーケット領域で事業展開をしております。

「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、車を通じて人々の幸せと社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、輸入車・旧車に長年特化してきたことにより培った専門性・技術力を活かし、次のとおり事業を行っております。なお、当社グループは「車両及びその関連事業」の単一セグメントですが、専門性・技術力を強みとした自動車再生メーカーに係る周辺事業を多角的に展開しております。

【車両事業】

(1) 自動車買取事業

当事業は自社で運営するWEBサイト「外車王」「旧車王」等を通じて、長年培ったノウハウを活かした適正査定のもと、全国のユーザーから中古自動車を買取し、修理・修復を施し、オートオークション及びエンドユーザーに販売する、自動車再生メーカーとしての主力事業となります。まだまだ走ることができ、ユーザーにとつて魅力がある車であるにも関わらず、年式が古いから、特定箇所が壊れているから、と取扱いの難しい車は簡単に廃車になっていく現実があります。これからの中古車の扱いは、新車を買って一定期間利用したら廃車にする、というハイパー消費時代は終わりをつけ、循環型社会に適用していくようにすべきです。中古自動車の活用が今後もっと広がり、社会が良くなっていくことを推進する、自動車再生メーカーの中核を担う事業であります。

当社がターゲットとしている取扱いの難しい車は、オートオークションで売買事例が少なく、相場が不透明なことが多い、ユーザーの需要を読むのが難しい、年式が10年を超えると修理・修復の必要な箇所の見極めも困難であるという特徴があります。当社は、設立以来培った取扱いの難しい車（希少車、名車も含む。）における需要の目利きノウハウに加え、自動車再生メーカーとしての修理修復機能として、自社整備工場及びパーツ調達機能を保有しております。そのため、当社はユーザーに対してトータルでご納得いただける金額を提示することができ、この満足感が車の買取競争上、他社に比べて有利に働いていると考えております。実際にユーザーから取得したアンケートでは、他社と比べ当社が車両の隅々まで状態を見ており、金額を算出するだけの査定ではなく個々の状態を見極める鑑定を行っていると評価いただき、納得のいく金額で満足したという声を多数いただいております。

また、その査定ノウハウと適正価格算出の裏付けとして、当事業では二重査定を一切行わない方針しております。二重査定とは、提示した金額での買取契約を結んだ後に、不具合や故障などが発覚したことを理由に、買取金額の減額を行うことで、自動車買取業界で大きな問題とされています。当社は買取業界の公正化・健全化を目指し、二重査定を禁止とするJPUC（一般社団法人 日本自動車購入協会）の厳正なる審査を通過し、当協会に加盟しております。さらに、消費者保護のための当該協会の基準を遵守し一定要件をクリアした「適正買取店認定制度」にて認定を受けており、ユーザーへ安心安全な中古自動車買取サービスを提供しております。

(2) 自動車販売事業

当事業は輸入名車等の専門店「ガレージカレント」等を通じて、車好きのマニア層に人気の高い中古自動車モデルを、徹底した品質管理のもと全国のエンドユーザーへ販売しております。

「ガレージカレント」では、ドイツ車を主軸とした希少モデルを中心に取り揃えています。輸入車専門店として長年にわたり培った目利きを活かし、細部の状態にまでこだわっているため、車好きには有名な専門店として認知されており、テレビや新聞のような大手メディアや有名な自動車業界専門誌にて取り上げられています。

【車輌関連事業】

(1) IT事業

当社は、自動車の売却を検討するユーザーからの買取査定依頼を「外車王」をはじめとするWEBサイトを中心を集めしており、電話やLINEなど複数のチャネルを通じた利便性の高い顧客導線を構築しています。自動車再生メーカーとして、単なる案件獲得にとどまらず、価値ある車を修復・再流通させる取組みや、自動車買取に関する幅広い情報発信を行うことで、ユーザーに安心感のある利用体験を提供しております。

当社のサービスは、ユーザーからの査定依頼情報を当社が丁寧に確認・整理したうえで、登録事業者へ提供し、その後の入札を通じてユーザーが査定希望先を主体的に選択できる仕組みとなっております。このプロセスにより、ユーザーにとっては一斉に複数の事業者から連絡が殺到する従来型サービスの不便さを解消でき、また事業者にとっては精度の高い情報に基づいた効率的な営業活動を実現できる点が大きな特徴です。

当社の収益モデルは、固定の月額利用料・情報配信料・成果連動型課金の3要素で構成されております。その中でも中核となるのは、ユーザーに選択された事業者に対しお客様情報を開示する際の成果連動型課金であり、当社収益の主要部分を占めております。一方で、一定の固定利用料や情報配信に係る費用も発生する仕組みを採用しているため、事業者側からは「全く費用がかからないモデル」ではなく、合理的かつ持続性のあるコスト構造として理解されています。これにより、事業者は費用対効果を意識しつつ、実効性のある投資を行うことが可能となっています。

このように、当社IT事業は、人が介在することによる情報の正確性・信頼性とユーザー主体の選択を尊重する仕組みを組み合わせた独自性の高いサービスモデルです。結果として、ユーザーにとっては安心・信頼性の高い取引体験を享受でき、事業者にとっては効率的かつ確度の高い新規顧客獲得を実現できるという「三方良し」の関係を築いています。当社は本事業を今後さらに拡大・発展させ、持続的な成長を支える柱として位置付けてまいります。

(2) パーツサプライ事業

輸入車に特化したパーツの供給事業を行っております。持分法非適用関連会社のFairview International Trading, LLC及びその他の海外部品商や国内部品商から低価格で高品質なパーツや入手困難なパーツを輸入し、自動車再生メーカーとして当社内でのパーツ供給を実現するとともに、整備事業者への卸売も行っております。通常パーツに加えて自社パーツブランド“CRT”シリーズも販売しております。

(3) 修理・整備事業

当社は車輌整備工場「カレントテックセンタ」を運営しております。「カレントテックセンタ」はドイツ自動車システムメーカーBOSCH認定の自動車整備工場であり、輸入車の修理、整備、車検、钣金サービスを旧車から最新モデルまで幅広く提供しています。当社の自動車再生事業における内製整備拠点として車輌の修理・修復を担うとともに、エンドユーザー向けの整備サービスも実施しています。さらに、整備技術の研究・蓄積を通じて「取扱いの難しい車」に対応する修復力を強化する役割を果たしており、フランチャイズ事業「Dr. 輸入車」(後述)の旗艦店としての機能も兼ね備えています。

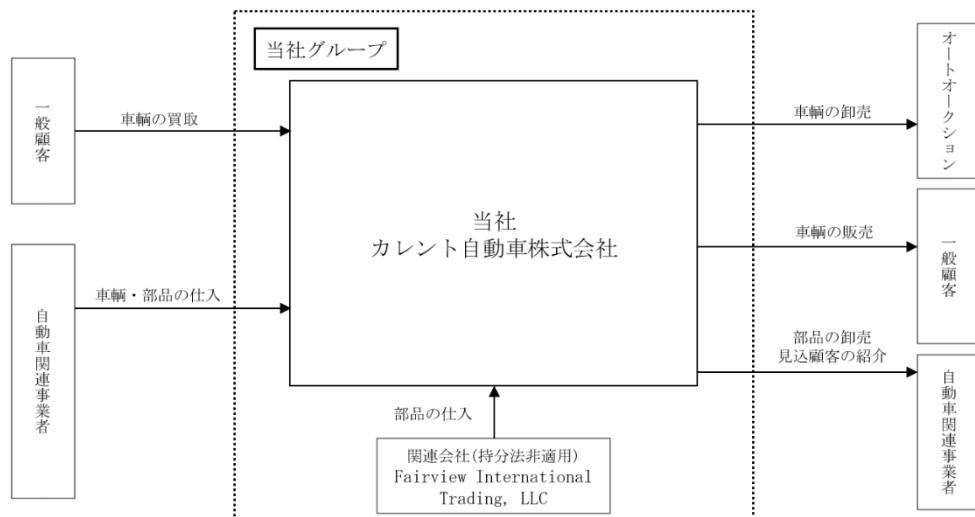
加えて、当社では内製拠点として「PDIセンタ」を運営しております。PDIセンタでは、当社が買い取った車輌をオートオークションに出品する前に、入札価格の最大化を目的とした費用対効果の高い加修を実施しており、再流通過程における価値向上を担う重要な役割を果たしています。これにより、車輌1台ごとの収益性改善に直結するとともに、当社の自動車再生モデル全体の競争力を一層高めています。

当社の修理・整備事業は、単なる整備サービス提供にとどまらず、自動車再生における技術力の蓄積と収益最大化を実現する戦略的機能を有しております、今後も整備拠点の拡充とノウハウの深化を通じて、持続的な成長を支える基盤事業として発展させてまいります。

(4) 整備ネットワーク事業

「輸入車整備に特化した整備事業者」のフランチャイズ展開を行い、「Dr. 輸入車」のFC本部として加盟店へ輸入車整備工場運営に関するノウハウ・技術・研修・ツールを提供しております。当社で培ってきた自動車再生における整備技術を、他社整備工場がフランチャイズ加盟することで活用できる事業となっております。

事業系統図



(8) 主要な営業所及び使用人の状況

①営業所

名称	所在地
本社	横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
ショールーム	横浜市青葉区美しが丘四丁目52番地16
整備工場	川崎市宮前区水沢二丁目17番10号
車輛再生工場	横浜市都筑区

②使用人の状況

2025年10月31日現在

使用人数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
97(4)	31.4	2.95

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数として記載しております。

(9) 主要な借入先

2025年10月31日現在

借入先	借入残高(千円)
㈱横浜銀行	280,000
㈱三菱UFJ銀行	100,000
㈱りそな銀行	251,810
㈱日本政策金融公庫	5,720
計	637,530

(10) その他会社の状況に関する重要な事項

該当するものはございません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000 株
- (2) 発行済株式の総数 600,000 株
- (3) 株主数 8 名
- (4) 大株主

株主名	株式数	所有比率
デ イ 一 イ 一 工 業 合 同 会 社	240,000 株	40.8%
江 頭 大 介	239,900 株	40.8%
竹 下 智 彦	60,000 株	10.2%
渡 辺 一 世	30,000 株	5.1%
石 原 直 人	12,000 株	2.0%
都 築 哲 平	6,000 株	1.0%
株 式 会 社 ユ ナ イ ト フ ォ ー	100 株	0.0%
合計	588,000 株	100.0%

- (注1) 当社は自己株式12,000株を保有していますが、上記大株主からは除いています。
- (注2) 株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除しており、小数点以下第2位を四捨五入しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当するものはございません。

3. 新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第5回新株予約権
新株予約権の数	10,000 個
保有人数	取締役 1名
目的となる株式の種類及び数	普通株式 10,000 株
新株予約権の払込金額	無償
行使価格	3,610 円
行使期間	2027年8月19日から2035年8月18日
新株予約権の行使条件	(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。 (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 ①禁錮刑以上の刑に処せられた場合 ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

	<p>⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合</p> <p>⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあつた場合又は自らこれを申し立てた場合</p> <p>⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合</p> <p>⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p> <p>⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p> <p>(4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。</p>
--	--

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	第5回新株予約権
新株予約権の数	48,000個
保有人数	従業員 8名
目的となる株式の種類及び数	普通株式 48,000株
新株予約権の払込金額	無償
行使価格	3,610円
行使期間	2027年8月19日から2035年8月18日
新株予約権の行使条件	<p>(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>①禁錮刑以上の刑に処せられた場合</p> <p>②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）</p> <p>③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合</p> <p>④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合</p> <p>⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあつた場合又は自らこれを申し立てた場合</p> <p>⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合</p> <p>⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p> <p>⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p> <p>(4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。</p>

(3) その他新株予約権等の状況

①2022年11月18日付発行の当社第3回新株予約権の内容

発行決議日	2022年10月21日
新株予約権の数	第3回新株予約権：5,130個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 第3回新株予約権：5,130株
新株予約権の払込金額	第3回新株予約権：1個あたり15.51円
行使価格	第3回新株予約権：1,445円
行使期間	2023年11月1日から2031年10月15日（但し、2031年10月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする
新株予約権の行使条件	<p>(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>①禁錮刑以上の刑に処せられた場合 ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p> <p>(3) 本新株予約権者は、2023年10月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における売上総利益が2,000,000,000円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参考すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>
保有状況	宇根陽介 第3回新株予約権：5,130個（5,130株）

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

役職名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	江頭 大介	
取締役	竹下 智彦	
取締役	渡辺 一世	
取締役	林 靖浩	
取締役	佐藤 健司	株式会社ギガス名誉顧問
常勤監査役	安田 昌弘	
監査役	都築 哲平	合同会社むさしのビズサポート 代表社員 都築哲平税理士事務所 代表税理士
監査役	宇賀村 彰彦	宇賀村総合法律事務所 代表弁護士

(注1) 取締役佐藤健司氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役安田昌弘氏、都築哲平氏及び宇賀村彰彦氏は、社外監査役であります。

(注3) 監査役都築哲平氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注4) 監査役宇賀村彰彦氏は公認会計士及び弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見及び経営に関する豊富な経験・知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭の報酬は、2022年1月28日開催の第21回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

取締役の非金銭報酬等は、2024年4月19日開催の臨時株主総会において、下記のストックオプションとしての新株予約権（各事業年度36,000個、200,000千円を上限）を取締役に付与することを決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

新株予約権の数の上限	各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、36,000個とする。
新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。
各本新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。 2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、発行前日の終値とする。
新株予約権を行使することができる期間	本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 2. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。
新株予約権の取得に関する事項	1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。 2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

監査役の金銭の報酬は、2022年1月28日開催の第21回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	78,492 (5,367)	78,492 (5,367)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15,800 (15,800)	15,800 (15,800)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	94,292 (21,167)	94,292 (21,167)	— (—)	— (—)	8 (4)

（注）当事業年度において、取締役1名に対し、ストックオプションとしての新株予約権10,000個を付与しております。新株予約権の内容は、「3. 新株予約権に関する事項（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。

（4）社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

取締役佐藤健司氏は、株式会社ギガス名誉顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役都築哲平氏は、合同会社むさしのビズサポート代表社員であります。また、都築哲平税理士事務所 代表税理士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役宇賀村彰彦氏は、宇賀村総合法律事務所 代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況並びに 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役 佐藤健司	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち 13 回に出席いたしました。会社経営全般に関する豊富な経験と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役が果たすことが期待される役割を務めております。
監査役 安田昌弘	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち 13 回に出席いたしました。監査役監査業務に関する豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同様に、当事業年度に開催された監査役会には、13 回のうち 13 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 都築哲平	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち 13 回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に税理士の立場・見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同様に、当事業年度に開催された監査役会には、13 回のうち 13 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 宇賀村彰彦	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち 13 回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士の立場・見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同様に、当事業年度に開催された監査役会には、13 回のうち 13 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,927,011	流動負債	1,129,292
現金及び預金	836,845	買掛金	305,741
売掛金	198,699	未払金	164,992
商品及び製品	857,925	未払費用	39,438
仕掛品	7,864	短期借入金	380,000
前払費用	23,741	1年内返済予定長期借入金	35,256
その他	2,960	未払法人税等	105,772
貸倒引当金	△ 1,024	未払消費税等	64,252
		前受金	14,012
		預り金	7,109
固定資産	452,314	賞与引当金	12,441
有形固定資産	350,131	製品保証引当金	274
建物	145,503		
構築物	3,144		
機械装置	20,730	固定負債	247,751
車両運搬具	981	長期借入金	222,274
工具器具備品	12,792	退職給付引当金	2,656
土地	166,978	資産除去債務	18,450
		その他	4,370
無形固定資産	7,778	負 債 合 計	1,377,043
ソフトウェア	7,778		
		純資産の部	
投資その他の資産	94,404	株主資本	1,002,202
投資有価証券	457	資本金	10,000
関係会社株式	5,480	資本剰余金	3,062
出資金	250	その他資本剰余金	3,062
長期前払費用	11,513	利益剰余金	1,039,249
繰延税金資産	28,809	その他利益剰余金	1,039,249
その他	47,893	繰越利益剰余金	1,039,249
		自己株式	△ 50,109
		新株予約権	79
		純 資 産 合 計	1,002,282
資 产 合 計	2,379,325	負 債 純 資 产 合 計	2,379,325

損 益 計 算 書

(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,120,947
売 上 原 価	7,837,674
売 上 総 利 益	2,283,273
販売費および一般管理費	1,944,035
營 業 利 益	339,237
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	15
受 取 配 当 金	0
為 替 差 益	47
受 取 保 險 金	8,570
キヤッショバック収入	5,650
そ の 他	3,139
	17,423
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,010
そ の 他	2,977
経 常 利 益	13,987
特 別 損 失	342,674
固 定 資 産 除 却 損	8,610
投 資 有 價 証 券 評 價 損	504
税 引 前 当 期 純 利 益	9,115
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	132,596
法 人 税 等 調 整 額	△ 17,787
当 期 純 利 益	114,809
	218,749

株主資本等変動計算書

(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位: 千円)

	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	10,000	3,062	3,062	820,500	820,500	△39,390	794,173	79	794,252
当期変動額									
当期純利益				218,749	218,749		218,749		218,749
自己株式の取得						△10,719	△10,719		△10,719
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								-	-
当期変動額合計	-	-	-	218,749	218,749	△10,719	208,029	-	208,029
当期末残高	10,000	3,062	3,062	1,039,249	1,039,249	△50,109	1,002,202	79	1,002,282

個別注記表

2024年11月1日から2025年10月31日まで

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～38年
構築物	7～15年
機械装置	9～15年
車両運搬具	4～6年
工具器具備品	4～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。

③賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるために、決算日における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載のとおりであります。

車両及びその関連事業においては、主に、車両の販売及び車検・点検整備等のサービスの提供を行っております。このうち、オークションでの車両の販売については、オークション会場で落札された時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。一方、オークション以外での車両の販売については、車両を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、車検・点検整備等のサービスの提供については車検・点検整備等のサービスの提供時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「キャッシュバック収入」（前事業年度1,795千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	112,151 千円
土地	166,978 千円
計	279,130 千円

担保に係る債務

長期借入金	251,810 千円
計	251,810 千円

(注) 上記資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は 290,000 千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 62,206 千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

仕入高	6,053 千円
-----	----------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	600,000 株
------	-----------

(2) 当事業年度末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	12,000 株
------	----------

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権等に関する事項

名称	第3回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	5,130 株
新株予約権の残高	79 千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

資産除去債務	6,430 千円
賞与引当金	4,231 千円
投資有価証券評価損	8,553 千円
未払事業税	9,163 千円
商品評価損	9,767 千円
その他	3,390 千円
繰延税金資産小計	41,535 千円
評価性引当額	△8,553 千円
繰延税金資産合計	32,982 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△4,172 千円
繰延税金負債合計	△4,172 千円
繰延税金資産の純額	28,809 千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。

また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はございません。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	257,530	257,764	234
負債計	257,530	257,764	234

（注1）「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	当事業年度末 (千円)
非上場株式 ※	457
関係会社株式 ※	5,480

※ これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載しておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	257,764	—	257,764
負債計	—	257,764	—	257,764

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	車両及びその関連事業
一時点で移転される財	10,098,295
顧客との契約から生じる収益	22,652
その他の収益	—
外部顧客への売上高	10,120,947

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「(6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(契約資産の残高等)

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	281,495	198,699
契約負債	69,800	14,012

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に計上しております。

契約負債は、商品及び製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額は69,800千円であります。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額 1,704 円 43 銭
- (2) 1 株当たり当期純利益 371 円 66 銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上のようにして、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年12月15日

カレント自動車株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 安田 昌弘 ㊞

監査役（社外監査役） 都築 哲平 ㊞

監査役（社外監査役） 宇賀村彰彦 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第25期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）の計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第25期計算書類の承認をお願いするものであります。貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容につきましては、添付書類（14ページから21ページ）に記載のとおりであります。

当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきまして、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	江頭 大介 (1976年2月6日)	1994年4月 東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）入社 2000年5月 ブルーガレージ創業 2000年12月 有限会社ガレージカレント（現 カレント自動車株式会社） 代表取締役社長（現任）	239,900株
2	林 靖浩 (1980年9月13日)	1999年4月 山文商事株式会社 入社 2007年6月 株式会社ネットテン 入社 2010年1月 株式会社いえらぶGROUP 入社 2013年5月 株式会社エンレボリューション 入社 2021年2月 当社IT事業部長 2022年1月 当社取締役（現任）	—
3	須田 淳 (1983年4月21日)	2007年7月 カリフォルニア大学ロサンゼルス校 卒業 2007年8月 Ernst & Youngロサンゼルス事務所 入所 2008年8月 プレミアムデリバリー合同会社 設立 2017年12月 株式会社エス・エム・エス 入社 2019年9月 株式会社メドレー 入社 2023年5月 当社管理部長（現任） 2023年11月 当社執行役員（現任）	—
4	佐藤 健司 (1953年9月11日)	1978年4月 トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社 1981年10月 関西電波工業株式会社（現株式会社ギガス）取締役 1990年3月 同社代表取締役副社長 1993年6月 同社代表取締役社長 2004年1月 株式会社ケーズホールディングス取締役 2004年4月 同社代表取締役副社長 2011年6月 同社取締役副会長 2016年7月 大手家電流通協会会长 2016年7月 公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会副会長 2017年7月 株式会社ギガス 代表取締役会長 2021年1月 当社取締役（現任） 2024年7月 株式会社ギガス 相談役 2025年7月 株式会社ギガス 名誉顧問（現任）	—

- (注1) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 取締役候補者のうち、佐藤健司氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補であります。
- (注3) 佐藤健司氏は、会社経営全般に関して豊富な経験と知見を活かし、2021年より社外取締役として、公正かつ客観的な立場で意思決定に携わって参りました。当社の経営体制の更なる強化のため、引き続き社外取締役候補者といたします。また、社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (注4) 当社は、佐藤健司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 宇賀村彰彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	宇賀村 彰彦 (1974年9月4日)	1998年10月 公認会計士第2次試験 合格 1998年10月 中央監査法人 入所 2002年4月 公認会計士登録 2009年9月 弁護士登録 2009年9月 鳥飼総合法律事務所 入所 2016年1月 和田倉門法律事務所 パートナー 2017年8月 宇賀村・澤田法律事務所（現宇賀村総合法律事務所）開設代表 （現任） 2022年1月 当社 社外監査役（現任）	—

(注1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 宇賀村彰彦氏は、社外監査役候補者であります。

(注3) 宇賀村彰彦氏の選任理由につきましては、公認会計士及び弁護士として専門的知見及び経営に関する豊富な経験・知見を有しております、客観的・専門的な視点からの監査・監督機能強化に十分な役割を果たしていただけるものと考えているためであります。また、社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(注4) 当社は、宇賀村彰彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を高め、内部統制およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、会計監査人を設置することといたしました。これに伴い、選任方法、任期を規定するものであります。（変更案第4条、同第6章、同第39条及び同第40条）
- (2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。（変更案第20条）
- (3) 取締役会の議事録を明記するため、条文を新設するものであります。（変更案第25条）
- (4) 監査役の員数について上限を設定し、5名以内に変更するものであります。（変更案第29）
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決議機関を取締役会決議により行うことが可能となるよう、所要の変更を行うものであります。（変更案第42条及び同第43条）
- (6) その他、字句の修正および条文の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
第4条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 （新設）	第4条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第5条～第9条（条文省略）	第5条～第9条（現行どおり）
第10条（株式等の割当てを受ける権利を与える場合） <u>当会社は、当会社の株式（自己株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行うことができる。</u>	（削除）
第11条～第14条（条文省略）	第10条～第13条（現行どおり）
第15条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。 2. 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締	第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役

現行定款	変更案
役が株主総会をこれに代わる。	会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会をこれに代わる。
第16条～第20条（条文省略）	第15条～第19条（現行どおり）
第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u>	第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)
第22条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第21条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> 社長がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役</u> 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第23条～第25条（条文省略）	第22条～第24条（現行どおり）
(新設)	<u>第25条（取締役会の議事録）</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
第26条～第29条（条文省略）	第26条～第29条（現行どおり）
第30条（監査役の員数） 当会社の監査役は、 <u>3名</u> 以内とする。	第30条（監査役の員数） 当会社の監査役は、 <u>5名</u> 以内とする。
第31条～第35条（条文省略）	第31条～第35条（現行どおり）
第36条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。	第36条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第37条～第38条（条文省略）	第37条～第38条（現行どおり）
(新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新設)	<u>第39条（会計監査人の選任）</u> 会計監査人は、株主総会において選任する。
(新設)	<u>第40条（会計監査人の任期）</u> 会計監査人の任期は、 <u>その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株</u>

現行定款	変更案
	<u>主総会において再任されたものとみなす。</u>
第6章 計算	第7章 計算
第39条（事業年度） 当会社の事業年度は <u>年1期とし</u> 、毎年11月1日から翌年10月 <u>末</u> 日までとする。	第41条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月 <u>31</u> 日までとする。
(新設)	<u>第42条（剩余金の配当等の決定機関）</u> <u>当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
第40条（剩余金の配当の基準日） (条文省略)	第43条（剩余金の配当の基準日） (現行どおり) 2. <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</u>
第41条（中間配当） <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</u>	(削除)
第42条（剩余金の配当の除斥期間） <u>剩余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u>	第44条（配当の除斥期間） 配当財産が <u>金錢</u> である場合は、 <u>支払開始</u> の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第5号議案 会計監査人の設置の件

当社は、財務報告の信頼性を高め、内部統制およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、会計監査人を設置することとしたため、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案は第4号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

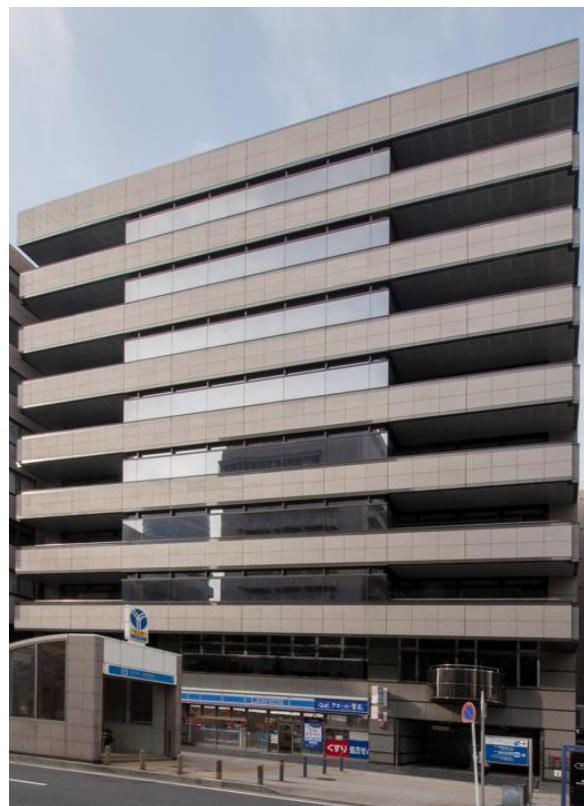
① 名称	監査法人コスモス
② 所在地	<p>【主たる事務所】 愛知県名古屋市中村区名駅南1-3-18NORE名駅6F 【従たる事務所】 (2025年12月頃に移転予定) 東京都中央区日本橋1-2-19日本橋ファーストビル7F (移転後) 東京都中央区京橋1-1-1八重洲ダイビル3F</p>
③ 業務執行社員の氏名	<p>【2025年10月期】 公認会計士 新開 智之 公認会計士 寺島 洋希 【2026年10月期】 (予定) 公認会計士 寺島 洋希 公認会計士 林田 将和</p>
④ 公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況	登録されております。

【選任理由】

監査役会が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人として期待される専門性、独立性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任であると判断したためであります。

株主総会会場へのご案内

会場 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
カレント自動車株式会社 本社会議室



交通のご案内

- ▶ JR横浜線「新横浜駅」下車（徒歩1分）
- ▶ 横浜市営地下鉄ブルーライン「新横浜駅」下車（徒歩0分）
お車でお越しの際は近隣のコインパーキングをご利用ください。